

## 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める件

個人情報の保護は、国、地方のみならず民間事業者においても非常に重要な課題となっており、それぞれに真摯な取り組みが不可欠となっております。

平成 17 年 4 月には行政機関個人情報保護法に加え、我が国で初めて民間事業者を対象とする個人情報保護法も全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定が推進されており、法整備の進展とともに、より適切な個人情報の保護が図られる体制ができつつあります。

しかしながら、このような個人情報保護をめぐるさまざまな法整備が進む中であって、住民基本台帳法第 11 条により氏名、住所、生年月日、性別の 4 情報が、市町村窓口においては営利目的であっても誰でも原則として大量に閲覧できる状況にあります。すでに本市においては個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報の適正な保護に努めているところではありますが、市民の個人情報に対する意識が、近年急速に高まっている中、住民基本台帳法に基づき広く 4 情報が閲覧・利用されていることに対して矛盾が指摘されるようになってきております。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した問題商法や名古屋市などでの不幸な犯罪事件による被害が起こっており、住民基本台帳法による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しているおそれがあります。これは自治体の個人情報保護条例をはじめとした独自の取り組みでは補いきれない問題であり、住民を保護すべき自治体としては、住民基本台帳法第 11 条の存在が事態への対処を困難にしていると考えております。

よって、国会及び政府におかれては、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 6 月 24 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 様

仙台市議会議長 柳橋邦彦